

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールド
サイエンスセンター附帯施設農場利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター規程第3条第1号に規定する同附帯施設農場（以下「農場」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の定義)

第2条 この規程において、農場の「利用」とは、農場を利用して、教育、調査研究及び一般研修並びに生産等を行うことをいう。

(利用者の範囲)

第3条 農場を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生等を含む。）
- 三 他教育機関の教員、学生、生徒及び児童等
- 四 一般見学者
- 五 その他農場長が適当と認めた者

(利用の制限)

第4条 次の各号に掲げる休業日には、原則として農場を利用することができない。ただし、フィールドセンター長及び農場長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、フィールドセンター長及び農場長が必要と認めたときは、臨時に休業日とすることがある。

3 前条第3号から第5号までに掲げる者は、同条第1号及び第2号に掲げる者が農場を利用する場合又は農場の試験研究等の業務に支障のある場合には、農場を利用することができない。

(利用の申請)

第5条 農場の利用を希望する者は、所定の書類を所定の期日までに生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室へ提出し、フィールドセンター長及び農場長の許可を得なければならない。

(利用期間等の変更及び利用の中止)

第6条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用期間、人数等の変更又は利用の中止をするときは、速やかに生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室へ申し出なければならない。

(施設等利用料)

第7条 第3条第5号に掲げる者が施設を利用する場合は、施設設備利用料及び光熱水料を徴収することとし、その料金は、別に定める。

(宿泊所の利用)

第8条 第3条各号に掲げる者は、農場宿泊所（以下「宿泊所」という。）を利用することができる。

2 宿泊所の利用については、別に定める三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター宿泊所規程（以下「宿泊所規程」という。）による。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 環境汚染に係る行為は行わないこと。
- 二 動物、植物、微生物、菌類、土石等の採取及び持込みは、原則として行わないこと。
- 三 前号に規定する行為又は地形の変更、機械・施設の設置等を行うときは、所定の利用計画書に記載し、あらかじめ農場長の許可を受けること。
- 四 火災その他事故の防止に努めること。
- 五 この規程及び宿泊所規程を遵守し、安全確保のために農場の入講施設に関する指示に従うこと。

(利用者の自己責任)

第10条 利用者の故意又は過失による事故、災害等については、利用者が責任を負うものとする。

(原状回復等)

第11条 利用者は、その責に帰すべき事由により、林地、立木、動物、植物、建物及び設備等に損害を与えた場合は、原則として原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 農場長は、利用者がこの規程及び宿泊所規程に違反し、又は農場の運営に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認められたときは、その利用の許可を取消し、又は利用を停止させることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、農場の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月13日から施行する。